

京都市人権レポート

京都市人権文化推進計画に基づく
事業報告書

「京都市人権文化推進計画」を改訂

～ひとがつながり みんなでつくる やさしさあふれる 人権文化の息づくまち・京都～

京都市が人権施策を推進するうえでの基本的な考え方を示した「京都市人権文化推進計画」が、計画期間（平成27(2015)～令和6(2024)年度）の中間年を迎えたことから、社会状況の変化に対応するため、令和2年3月に改訂を行いました。

【改訂の主なポイント】

- 障害者差別解消法、ヘイトスピーチ解消法、部落差別解消法等の法制度の整備を反映
- 「刑を終えて更生を目指す人」及び「LGBT等の性的少数者」を新たに【重要課題】に位置付け

同計画に基づき、令和2年度以降も、人権擁護委員による人権相談窓口の全区役所・支所への拡充（裏表紙を御覧ください）等、様々な取組を進めていきます。

計画改訂版の全文は以下URL又は右のQRコードから御覧いただけます。
URL <https://www.city.kyoto.lg.jp/bunshi/page/0000266881.html>



文化市民局 共生社会推進室 (☎075-366-0322)

「やり直すことができる社会の実現」に向けた取組を推進

罪を犯した人の中には、安定した仕事や住居がない、薬物依存やアルコール依存がある等、生活するうえでの課題を抱える人が多くいます。また、刑を終えて出所した後も、偏見や差別意識を持たれ、本人が更生しようとしても地域社会で孤立しやすい現実があり、再び罪を犯してしまう人もいます。

そこで、罪を犯した人等が施設出所後に困難や悩みを抱えた際に相談できる窓口や支援機関等を紹介するハンドブック「つながる」を作成し、刑務所等で直接配布する取組を行っています。

また、再犯防止に係る取組を総合的かつ計画的に推進していくため、令和2年度に「京都市再犯防止推進計画（仮称）」の策定を予定するなど、「やり直すことができる社会と安心安全なまちの実現」に向けた取組を進めています。



保健福祉局 保健福祉総務課 (☎075-222-3366)

「京都市外国籍市民総合相談窓口」を開設

令和元年7月、京都市国際交流会館内に「京都市外国籍市民総合相談窓口」を新たに開設しました。ここでは、近年増加している外国籍市民等の出産・子育て・教育等の生活相談に対し、多言語で適切な窓口への案内などを行っています。英語、中国語に加え、来館者に対しては「通訳タブレット」を使うことで、多言語での相談に対応します。

【料金】 無料 【対応言語】 日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語・インドネシア語・タガログ語・タイ語・ポルトガル語・スペイン語

京都市国際交流会館（愛称：こくこ）

URL <https://www.kcif.or.jp/>

地下鉄蹴上駅2番出口 徒歩6分 ☎075-752-3511 FAX075-752-3510

【時間】 午前9時～午後9時 【休み】 月曜（祝日の場合は翌平日）及び年末年始

※言語・相談内容により、対応日時が異なります。詳細は、お電話などで御確認ください。



総合企画局 国際化推進室 (☎075-222-3072)